

第三十一号

徳島県情報公開条例の一部改正について

徳島県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県情報公開条例の一部を改正する条例

徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

独立行政法人通則法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。